

## 添付資料 7 本件工事における海外調達材料・部品等の取扱い

本件工事に採用する海外調達材料・部品等については、工事の品質管理及び竣工後の維持管理の確実性を確保するため、以下のとおりとする。

本件施設に採用する設備や装置機器は、豊富な過去実績により高い信頼性を有する機種及びメーカーを採用すること。また、「電気事業法に基づく電気工作物に該当する管」、「電気設備及び電気計装設備等の該当する電気・計装機器」については、下記の規定に係らず、国内製品の採用を原則とすること。

- ① 材料・部品等の選定や調達、使用にあたっては、設計施工事業者の責任において本市が建設工事要求水準書で求める性能を確実に満足するものとする。
- ② 日本産業規格 (JIS) や発電用火力設備技術基準等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や部品等であること、もしくは、これら諸基準・諸法令等と同等の基準に適合する材料や部品等であるものとする。
- ③ 当該材料・部品等の製造又は製作工場は、原則として ISO (国際標準化機構) 14000 シリーズに基づく認証を取得しているものとする。
- ④ 材料検査等の監督職員の立会いを要する材料・部品等については、国内において検査を実施できるものとする。
- ⑤ 竣工後の維持管理にあたって、補修や更新等のための部品調達 (納期、手配方法等) が国内材料・部品等と同等であるものとする。
- ⑥ 上記のうち「電気事業法に基づく電気工作物に該当する管」について国内での調達が不合理である等の理由が認められた場合、当該管材料を海外製品とすることについては、設計施工事業者の実績施設での水管減肉状況と稼働実績に異常が無いことを説明し、本市が承諾した場合は、海外工場においての品質管理が厳格に実施されていることを条件に認めることも可とする。

(備考)

※1 ①について

設計施工事業者は、当該事項に係る責任を負うものとする。

※2 ③について

ISO シリーズの認証が無い工場で製造または製作する場合は、元請たる事業者が ISO に準じ施工管理表等を作成し、国内における必要な資格を持った者が現地にて直接指導したことを証明し確認することにより、認証を取得しているものとみなすこととする。

※3 ④について

海外調達品の材料検査は、④により国内における照合検査とするが、照合検査の準備として、規格を証明するマークの入った材料を原則として使用し、マークを製造過程の重要な節目ごとに写真に撮るなど、マークと材料証明書の照合が可能にするとともに、国内規格等と対比できる資料を提出するものとする。

また、メーカーの特許・ノウハウ等に属する材料にあっても原則として同様に取扱う。

※4 ⑤について

部品調達にあたっては、日本国内に代理店や合弁会社を有するなど、速やかに部品等を調達できる体制を将来も継続的に有すると想定できるものとする。なお、補修工事等で使用する溶接棒等の補修資材は、国内製品での使用が可能であること。

※5 ⑥について

実績施設とは、設計施工事業者が提案するボイラ条件（温度、圧力）と同等のボイラ条件を採用した施設であって、提案する海外産材と同種材料を採用した施設とする。

以 上